平成２４年（フ）第８３号
広島市佐伯区観音台１丁目10番５号
債務者　関　　知行
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
広島市南区宇品神田２丁目10番24号
債務者　深山　清美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２号
広島市安佐南区祇園４丁目51番３―304号
債務者　川上　勝行
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０号
広島市中区富士見町15番19―502号
債務者　香川　隆志
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県筑後市大字野町６番地18
債務者　鍋田　圭子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１６号
福岡県筑後市大字野町６番地18
債務者　鍋田　晃浩
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦1700番地１
債務者　戸高　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
宮崎市花殿町４番16号　山春ビル花殿305号
債務者　緒方　義章
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2201番地１　サンハウス２号
債務者　福留　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県薩摩川内市宮内町4104番地１　シャーメゾンふもとＢ棟101号、前住所鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2731番地404号
債務者　長谷川みや子（旧姓知識）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
北海道小樽市桜１丁目27番49号、前住所北海道小樽市色内１丁目10番112号　マンション和輝202号室
債務者　大山　直也
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７２号
秋田市新屋表町９番48号　マスターピースアーバンキューブ1002号
債務者　本多真由美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字相染堂３番地
債務者　田村　チヱ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３１２号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗3326番地４
債務者　**籾**岡　睦弘
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
茨城県つくばみらい市東**椎**戸1156番地１　アミティハイムＣ棟101号室
債務者　林　　和之
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
千葉県南房総市小浦252番地
債務者　山下美紀子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第８０号
金沢市南森本町ワ73番地３、従前の住所金沢市福久町ヲ15番地
債務者　北　　栄樹
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
滋賀県東近江市布引台１丁目103番地
債務者　山本　貢弘
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
大津地方裁判所彦根支部